



# 日本農業新聞

## 節税への近道

⑪

持続的経営のために

農業や不動産賃貸業を営んでいる人は、当然、多くの事業用財産の必要に迫られる。これらを購入した際、何を償却資産として減価償却し、何を全額費用として計上すればいいのか、という切り分けが重要になる。

減価償却とは、時とともに価値が下がっていくものについて、それぞれの資産の価値の目減り分を見積もって費用として計上することである。具体的には建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具、備品などが減価償却資産になる。ただし、まだ事業に使用していないものについては減価償却を開始することはできない。

逆に、減価償却できない資産

### 資産計上するものと費用計上するものの取得価額の境界

#### I) 取得価額20万円以上

普通の減価償却 (資産計上)

#### II) 取得価額10万円以上20万円未満

①普通の減価償却 (資産計上)

②3年均等償却 (資産計上)

#### III) 取得価額10万円未満または使用可能期間1年未満

費用として計上

## 必要経費 全額参入も

### 少額償却資産

とは、時とともに価値が下がるとは限らないもの、例えば土地や借地権、書画・骨董(こっとう)などがこれに当たる。

減価償却できる資産は、原則として使用を始めた時、一度に費用計上できない。ただし、取得価額が10万円未満のもの、あるいは使用可能期間が1年未満のものについては、そのような処理をすることも認められる。もっとも、この場合の10万円未満かどうかの判定には注意が必要である。

例えば、8室あるアパートで各部屋にそれぞれ9万円のカーテンを取り付けたとする。カーテンは、8室合わせてカーテンとしての機能を果たすわけではなく、部屋ごとにその機能を果たす。したがって、8室のカーテンの価格を合計した72万円を資産として計上するのはなく、部屋ごとにカーテンの取得価額を計算して判定する。つまり、各部屋のカーテンは10万円未満であるため全額が経費となる。

他の例外として、従業員が1000人以下の青色申告者である個人事業者については特例制度が用意されている。2014年3月31日までの間に、取得価額30万円未満の減価償却資産を業務の用に供した場合は、合計300万円を限度として、その取得価額の全額を必要経費に算入することができる。例えば、耕運機くらいの金額の資産を購入した際など、即時償却の必要があれば活用してほしい。

(フンドマーク税理士法人代表・清田幸弘)